

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○特定農業法人を核として地域を守る

1. 集落協定の概要

| | | | | |
|----------------|-------------------------------------|------------|-----|-----------|
| 市町村・協定名 | 山口県美祢市 <small>しよくりゅう</small> 植柳集落協定 | | | |
| 協定面積 33.0ha | 田 (95%) | 畑 (5%) | 草地 | 採草放牧地 |
| | 水稲、大豆他 | 栗 | | |
| 交付金額 588万円 | 個人配分 | | | 50% |
| | 共同取組活動 (50%) | 水路・農道維持管理費 | | 9% |
| | | 鳥獣害対策 | | 10% |
| | | 人口減少対策積立 | | 11% |
| | 体制整備に向けた活動費等 | | 20% | |
| 協定参加者 | 農業者 25人、農事組合法人植柳ファーム (1法人) | | | 開始：平成12年度 |
| 人・農地プランの作成状況 | 集落全域で作成済 | | | |

2. 取組に至る経緯

平成 59 年に圃場整備を開始し営農組合を設立したが、諸状況により停止状態となった。今後集落の営農をどうやって守っていくかが大きな課題となったとき、平成 12 年、本制度の取り組みの話があり、植松 1 区、植松 2 区、柳井川の 3 集落で集落協定を結び、受け皿として、平成 13 年に植柳地域振興協議会を立ち上げた。平成 16 年に、定住条件を維持するため“農事組合法人植柳ファーム”を設立し、耕地面積 20ha を利用権設定し、現在に至る。

3. 取組の内容

1 期、2 期の共同活動費を使用し営農用機械（トラクター 2 台、乗用田植機、コンバイン乗用管理機）を導入した。圃場整備後、年月も経過し営農に大きな影響を及ぼす農用施設の老朽化が目立ち始めた水路の補修、農地の補修、農道の整備（農道舗装の実施）、農地の排水対策を継続して行っている。農用地、農道、水路等の草刈りは、交付金を利用し共同作業又は個人で、数回／年行っているが、今後高齢化のため大きな問題となる。鳥獣害対策として、平成 16 年に、集落 10km に野猪防護柵を集落の共同作業で設置し、数回／年、集落で保守点検をしている。現在 1.8m の鹿用防護柵を設置中である。



【植柳ファーム総会】



【鹿用防護柵設置】

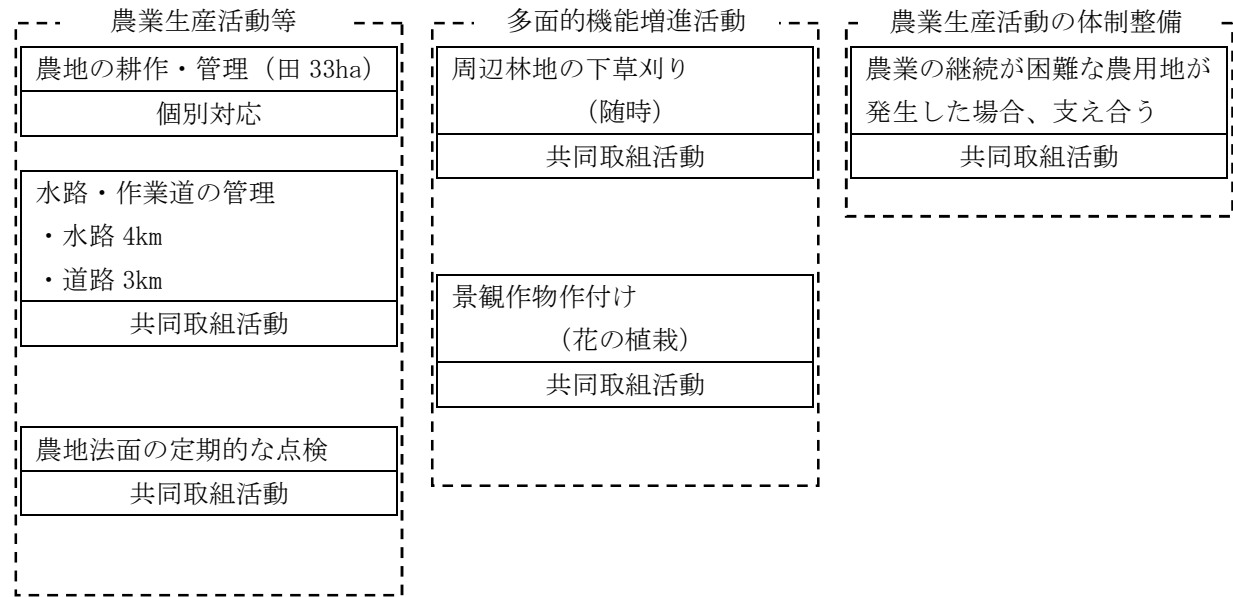
【集落の将来像】

- 植柳ファームが中心となり、集落営農を行い、Uターン、Iターンにより若者の定住を図り地域を守っていく。



【将来像を実現するための活動目標】

- 植柳夢プランの作成（Uターン、Iターン促進）
- 若者2名の定住（植柳ファーム）
- 安定継続的な営農ができるための農用地基盤整備の実施



4. 今後の課題等

集落の高齢化、そして、人口減少による担い手不足は深刻な問題であり、いかに若者をUターン、Iターンで定住させるかを図っていかねばならない。

【第2期対策の主な成果】

- 有害鳥獣防護柵の維持管理活動（防護柵 10 km）
- 農業用水路の補修（24ヶ所）
- 夏祭りの継続的な開催